

「名古屋市成年後見制度利用支援事業」のご案内

本人等の財産状況から「申立費用」や「後見人等報酬」を負担することが困難な場合に、これらの費用を助成することで、成年後見制度の利用促進を図る事業です。

〔助成内容〕

助成区分 要件区分	申立費用の助成	後見人等（成年後見人、保佐人、補助人） 報酬の助成
申請者	◎ 申立人 （市長申立に限らず、本人や親族が申立を行った場合を含む）	◎ 被後見人等 （成年被後見人、被保佐人、被補助人） （市長申立に限らず、本人や親族が申立を行った場合を含む） * 後見人等の代理申請が可能
申請時期	後見等開始審判の確定後	報酬付与の審判決定後
助成対象となる経費	◎ 申立費用 ① 申立手数料 ② 登記手数料 ③ 郵便切手代 ④ 鑑定費用 ⑤ 申立書の添付書類の取得費用 （診断書や戸籍謄本など申立書の添付書類の取得に要した費用） *①～④は家庭裁判所に実際に支払った費用	◎ 後見人等の報酬 ◎ 後見監督人等（成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人）の報酬 * 家庭裁判所が審判した額 * 上限は、後見人等、後見監督人等の報酬を合わせて月額 28,000 円 * 後見人等及び後見監督人等が親族（本人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹）である場合は助成対象とはなりません。
	後見等審判の確定が、平成 22 年 10 月 1 日以降のもの	平成 22 年 10 月 1 日以降の報酬
助成対象となる要件	被後見人等（申立費用の助成の場合には被後見人等及び申立人）が、（1）から（3）のいずれかに該当する場合に助成の対象となります。 （1）生活保護受給者 （2）中国残留邦人等支援給付受給者 （3）以下の①から④の全てを満たす方 ① 市町村民税非課税世帯 ② 世帯の年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下 ③ 世帯の預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下 ④ 世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない	

※ 申請の手続き等詳しいことについては各区の福祉課にご相談ください。